

受験番号	氏名
------	----

令和7年度埼玉医科大学保健医療学部一般選抜試験（前期）看護学科
小論文

注意事項

1. 試験時間は60分です。
2. 問題は指示があるまで開かないでください。
3. 解答を書く前に、解答用紙にあるすべての受験番号・氏名の欄に記入してください。
4. 解答は解答用紙に書いてください。
5. 解答はすべて横書きで書いてください。
6. 下書きは問題用紙の余白を利用してください。
7. すべての配布物は終了時に回収します。
8. 質問がある場合は手を挙げて監督者に知らせてください。

問1 次の文章を読んで、内容を要約したうえで、自分の考えを述べなさい。

数字を使う場合は桁数や小数点に関わらず、ひとまとまりの数字は1マスに記入してください。
(250字以内)

認知症や障害などで判断能力が十分でない人の財産の管理、契約などを支援する「成年後見制度」を改革する議論が、法制審議会の専門部会で4月に始まった。この制度は介護保険制度と同じ2000年に始まり、高齢化社会に対応してきた一方、さまざまな課題が指摘されている。利用者を尊重し、必要な支援を柔軟に与えられる制度へ、再構築してほしい。

成年後見制度は、預貯金や不動産の管理・処分、福祉サービスの契約、住まいの確保など、利用者の生活全体を支えるものだ。本人や家族らが申し立て、家庭裁判所が必要かどうか判断し、成年後見人などを法律・福祉の専門家や親族から選任するしくみだ。ただ、25年には認知症の人が約471万人になると推計される一方、昨年末の利用者は約25万人にとどまり、広く浸透したとはいえない。

最大の課題は、いったん成年後見が審判で決まると、原則、本人の存命のあいだは続く硬直的な面だろう。現実には、求められる支援は本人の老いや心身の状態による。例えば家族からの相続を契機に成年後見人に弁護士が選ばれた場合でも、相続の後は制度の必要性自体が失われたり、生活支援の優先度が高まったりすることも多い。利用の終了、成年後見人の変更といった手続きを、本人の状態に合わせて柔軟にできるようにする見直しが急務だ。成年後見人らには包括的な代理権があり、利用者がした契約を取り消すこともできるが、この権利が強すぎるのではという懸念もある。部会の議論では、まず利用者自身の声に耳を傾けるべきだ。障害者権利条約にもとづき、日本政府を審査した国連の委員会は22年、成年後見制度について「すべての障害者の自立、意思を尊重する意思決定支援のしくみを設けるべきだ」と勧告した。国際人権基準に照らした再検討も求められている。一方、判断能力が衰えた人たちをねらった悪質商法もたえていない。こうした被害から当事者を守ることは大前提で、消費者保護法制などにも広げた検討が必要となる。高い専門性が求められるにもかかわらず、見合う報酬を支払うための財産が利用者になくとも珍しくない。成年後見の申し立てを自治体が行うケースは2割以上に上り、地域の福祉とのスムーズな連携も大きな課題だ。

家庭裁判所が安心して選任できる市民後見人の養成に積極的な自治体もある。身近な担い手あつての制度だろう。

朝日新聞「社説」令和6年6月7日掲載 一部改変

承諾番号「25-1026」

朝日新聞社に無断で転機することを禁じる

問2 図1は、年代別に、「引く」「盛る」「推し」の言葉を「使うことがある」と回答した人の割合を示しています。図から読み取ったことを述べたうえで、自分の考えを述べなさい。

数字を使う場合は桁数や小数点に関らず、ひとまとまりの数字は1マスに記入してください。
(200字以内)

- ・「異様だと感じてあきれれる」といった意味で、「引く」という
- ・「より良く見せようとする」といった意味で、「盛る」という
- ・「気に入って応援している人や物」といった意味で、「推し」という

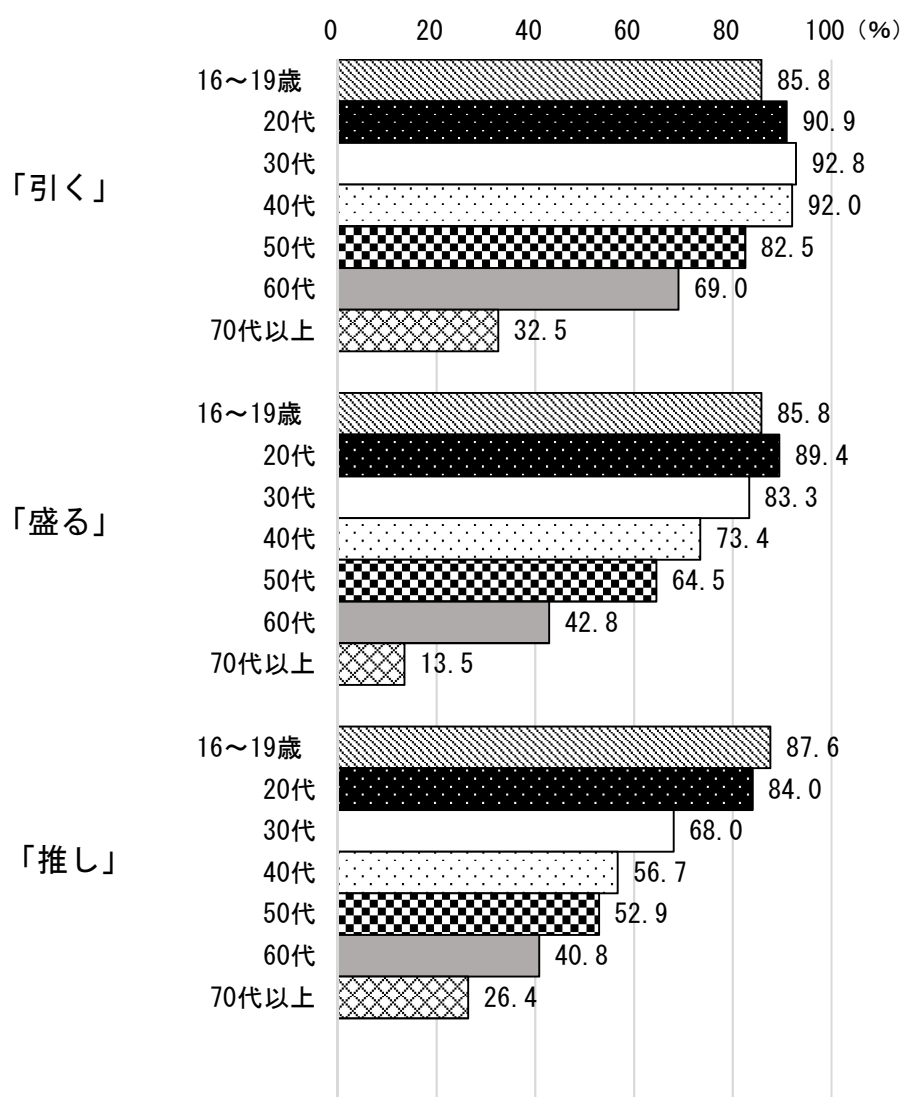


図1 「使うことがある」割合（年代別）